

平成26年第1回八雲町議会定例会会議録（第4号）

平成26年3月19日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第1号から議案第14号まで、議案第16号及び議案第17号
(平成26年度各会計予算及び関連付託議案)
(予算特別委員会委員長報告)
- 日程第 3 八雲町職員の再任用に関する条例
(総務経済常任委員会委員長報告)
- 日程第 4 議案第15号 八雲町簡易水道設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第18号 八雲町消防長及び消防署長の資格を定める条例
- 日程第 6 議案第19号 定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第 7 議案第20号 損害賠償額の決定について
- 日程第 8 議案第21号 指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第22号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第10 議案第24号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第29号 平成25年度八雲町一般会計補正予算（第14号）
- 日程第12 議案第30号 平成26年度八雲町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 住宅リフォーム助成制度についての請願書
(総務経済常任委員会委員長報告)
- 日程第14 子どもの医療費無料化についての請願書
(文教厚生常任委員会委員長報告)
- 日程第15 発議第 1号 放射能汚染水対策など原子力政策の転換と被災者支援の抜本的強化を求める意見書
- 日程第16 発議第 2号 農地中間管理機構設置に関して市町村や農業委員会の意向を尊重するよう求める意見書
- 日程第17 発議第 3号 沖縄県普天間飛行場の辺野古への移転計画の撤回を求める意見書
- 日程第18 発議第 4号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書
- 日程第19 発議第 5号 集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書
- 日程第20 発議第 6号 災害時多目的船の導入を求める意見書
- 日程第21 発議第 7号 労働者保護ルール改正反対を求める意見書
- 日程第22 発議第 8号 地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書

- 日程第23 発議第9号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書
- 日程第24 発議第10号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 日程第25 発議第11号 国益なきTPP合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める意見書
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（15名）

1番	佐藤智子君	2番	横田喜世志君
3番	安藤辰行君	4番	岡島敬君
5番	三澤公雄君	6番	掛村和男君
7番	田中裕君	8番	赤井睦美君
9番	牧野仁君	10番	大久保建一君
11番	宮本雅晴君	副議長	12番 千葉隆君
13番	岡田修明君	14番	黒島竹満君
議長	16番 能登谷正人君		

○欠席議員（1名）

15番 斎藤 實 君

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
副町長		総務課長	山形広己君
兼地域振興課長	植杉俊克君	併選挙管理委員会事務局長	
産業課長		情報政策室長	吉田邦夫君
海洋深層水推進室長	萬谷俊美君	兼新幹線推進室長	
企画振興課長		兼会計管理者	中野勝弘君
兼行財政改革推進室長	梶原雄次君	兼会計課長	
財務課長		保健福祉課長	前小屋忠信君
兼収納対策室長	輪島光昭君		
住民生活課長	佐藤隆雄君	水産課長	横山隆久君
農林課長			
併農業委員会事務局長	藤牧直人君	建設課長	河田實君
商工観光労政課参事	半谷広志君	環境水道課長	九十田亨君
公園緑地推進室長	柴田幸一君	教育長	瀧澤誠君
落部支所長	都築享子君	学校教育課長	荻本和男君
教育委員長			
社会教育課長	城近真君	体育課長	浅井敏彦君
兼図書館長			
郷土資料館長		学校教育課参事	西田浩人君
町史編さん室長	井口啓吉君	選挙管理委員会委員長	長坂久君
学校給食センター所長	三輪聰君	総合病院事務長	齋藤真弘君
農業委員会会長	千田健悦君	総合病院医事課長	五十川厚子君
監査委員	山田耕三君	消防長	板木圭司君
総合病院管理課長	鈴木敏秋君	八雲消防署管理課長	大渕聡君
総合病院建設企画課長	大泉達雄君		
八雲消防署長	桜井功一君		
八雲消防署消防課長			

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

住民サービス課長	牧茂樹君	熊石教育事務所長	池田大蔵君
熊石消防署長	西田俊三君	熊石国保病院事務長	桂川芳信君

○出席事務局職員

事務局長	中野修君	監査委員事務局次長	鈴木明美君
併監査委員事務局長		併事務局次長	
議事係長	戸田淳君		
併監査委員事務局主査			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

○議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は15名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、佐藤智子さんと黒島竹満君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長より諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（中野 修君） 報告いたします。

本日の会議に予算特別委員会に付託をした平成26年度各会計予算及び関連議案の審査報告書が提出されております。

また、町長より追加議案2件、平成25年第4回定例会で総務経済常任委員会に付託された八雲町職員の再任用に関する条例についての委員会審査報告書、総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会より請願審査報告書、議員発議による意見書案11件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。

なお、本日の会議に斎藤議員欠席の旨の届出がございます。

◎ 日程第2 議案第1号から議案第14号まで、議案第16号及び 議案第17号

○議長（能登谷正人君） 日程第2 議案第1号から議案第14号まで、議案第16号及び議案第17号の各案を一括議題といたします。

本件は、かねて審査を付託しておりました予算特別委員会からの報告を受けて議題とするものであります。

報告書はお手元に配布のとおりであります。

予算特別委員会委員長から、発言を求められておりますのでこれを許します。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中委員長。

○7番（田中 裕君） 平成26年度の予算特別委員会における審査並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る11日の本会議で付託を受けた後、当日会議を開き正副委員長の互選を行い、委員長に私が、副委員長に横田喜世志議員がそれぞれ選出されました。

本会議で付託のありました議案 11 号から議案第 14 号まで、議案第 16 及び議案第 17 号の 16 件、すなわち平成 26 年度各会計予算及び関連議案の審査にあたるため、13 日から町長はじめ各担当課長等の出席を求めて開催させていただきました。

審査は、各担当課長から説明を受けた後、質疑に入り、延べ 4 日間にわたり慎重に審査を行いました。審査の結果につきましては、各位ご承知のとおりでありますので省略させていただきますが、長時間にわたり審査にご協力をいただきました委員各位、執行部の皆様方に感謝を申し上げる次第であります。

審査の結果、お手元に配付の審査結果報告書のとおり、各案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

なお、議案第 16 号木彫り熊条例については各委員の議論の中で 6 月定例会で一部改正という形で再上程させていただきます。このことは町長部局から答弁がございました。

町理事者に置かれましては、厳しい町の財政状況の中、審査の過程で出された各意見等を真摯に受けとめ事務の執行に当たられますよう申し上げます。なお特に各委員から町理事者へ対し、申し入れすべきものと合意をみた事項について申し伝えます。平成 26 年度の予算編成は財政健全化の観点から、限られた財源の効率的配分と歳出の抑制を基調としております。即ちそこには、事業の厳選と優先度を十分に検討し、政策提案に際しては町民が納得できる説明責任が求められるものであります。熊石パークゴルフ場整備事業に関しては、地域内の事業優先度や必要性について多くの議論が交わされましたが、交流人口拡大のため所期の目的を果たすためにも、道南休養村エリア全体のしっかりとした構想に裏付けされたものでなければなりません。よって、道南休養村は今後においても多様な形で地域に貢献する大切な存在であることに鑑み、これを契機にかつての賑わいを目標として熱心な取り組みを望むものであります。

以上、申し添え予算特別委員会の審査報告といたします。以上でございます。

○議長（能登谷正人君） 委員会報告に対する質疑は、議長を除く全議員が予算特別委員であることからこれを省略いたします。

委員会の報告はいずれも原案のとおり可決すべきものであります。

これより各案を区分して討論を行います。

まず、議案第 11 号から議案第 14 号まで、議案第 16 号及び議案第 17 号の条例案の 6 件についてこれより討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、原案に反対の方の発言を許します。

○2 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田議員。

○2 番（横田喜世志君） 議案第 12 号、消費税率等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例に反対する立場で討論を行います。

4 月から消費税率 5% から 8% に引き上げられることに伴い、公共施設等の使用料が引き上げることに対し、上乗せされた消費税を納める先がないにもかかわらず消費税を転化

することは、住民サービス低下を招くものであり納得できません。消費税引き上げに伴い、地方には地方消費税交付金として2億4,300万ほどの予算をしております。この分を住民へ還元することを提案し、反対討論といたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

○10番（大久保建一君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 大久保議員。

○10番（大久保建一君） 私は志雲会を代表し、ただいま議題となりました第1号議案、平成26年度八雲町一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

（「議案違い」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 暫時、休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時10分

○議長（能登谷正人君） 再開いたします。

他に討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 他に討論がないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより各案を区分して採決いたします。

初めに、議案第12号消費税率等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について採決いたします。

この採決は起立によります。

お諮りいたします。議案第12号について原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって議案第12号は原案のとおり可決されました。

ただいま採決いたしました議案第12号を除く議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第16号及び議案第17号について一括採決いたします。

お諮りいたします。ただいま申し上げました議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第16号及び議案第17号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第16号及び議案第17号について原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第1号から議案第10号まで、平成26年度各会計予算についてこれより討論

に入ります。討論はございませんか。

〔議長〕という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、原案に反対の方の発言を許します。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 私は、議案第1号、2号に反対の立場で討論いたします。

まず、議案第1号の一般会計において、防災備蓄品を拡充したことや高齢者等入浴料助成事業の継続等、評価できる予算も多々ありますが、消費税増税を前提に公共施設等の使用料に増税分を転嫁したこと、税の取り立て強化や個人情報流用悪用のおそれのある社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度対応システム改修事業が予算化されていることに対し賛成できません。加えて町政執行方針には日本共産党議員団が要求してきた再生可能エネルギー木質バイオマスについて触れられていることや子供医療費の助成制度についても検討すると述べられていることには評価をいたしますが、具体的な予算づけがなされておらず、残念な思いであります。1日も早く予算化されることを要求します。また、本予算では利用目的がはっきりしていない施設を含んで解体事業が集中しておりなぜ今なのか疑問が残ります。解体の年次計画を立てて進める必要があると思われまます。財源不足のため財政調整基金等より2億円余りが取り崩されていますが、解体事業予算合計に匹敵する額であります。基金取り崩しによって、財源が賄われるのであれば、住民福祉の向上のためにこそ予算を使うべきであります。以上の理由から、議案第1号に反対いたします。次に、議案第2号に対する反対討論を行います。国保税は値上げが当たり前のように今年も引き上げられます。滞納世帯や滞納額が減らない中、今後ますます払えない世帯が増えることが予測されます。基金も底をつき運営を任されている課の努力もう限界に来ていると思われまます。一般会計から繰り入れを行い国保税の値上げをやめる以外にありません。加えて、国民健康保険法第44条第1項の規定に基づく医療費の一部負担金の減免及び徴収猶予の要綱をつくり町民に周知し利用を呼びかけること、特定健診の受診率を上げ健康指導に力を入れることで生活習慣病になりにくい町民を増やし医療費抑制に努めることを要求し、反対討論といたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案の賛成の方の発言を許します。

○10番（大久保建一君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○10番（大久保建一君） 私は志雲会を代表し、ただいま議題となりました第1号議案、平成26年度八雲町一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

平成26年度予算は、消費税率引き上げに伴い公共施設の利用料金また水道料金など町民に対し負担を増加させるものではありませんが、依然として厳しい国及び地方の財政環境の中、地域経済への配慮や住民福祉向上のため、やむを得ない範囲のものであると考えまます。また、新八雲町総合計画も後半に入り、本予算ではその実現に向け、将来を見据えた観光、地域資源のブランド化を目指す商工業、基幹産業である一次産業、町民の命を守る災害対

策など長期的観点からも幅広く網羅されており計画に合致したものだと考えます。また、委員会報告にありました熊石パークゴルフ場整備事業では、地元住民へのサービスだけに終わらず八雲町民全員が誇れるレジャー地区として、道南休養村全体での将来的な開発や修繕、創意工夫による活性化策のさらなる検討を申し添え、一般会計予算賛成の討論いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤議員。

○5番（三澤公雄君） 私は1号議案、26年度予算について、反対の立場で討論いたします。

消費税は納める先がないという答弁をいただきました。せっかく多くの町民、勤労者世帯は消費税を納める一方でございます。消費税を納めるだけの町民と同じ立場に立って、政策を遂行するチャンスをいただきながら、ほんのわずかである手数料収入に固執してしまう、非常に残念であります。

また加えて熊石パークゴルフ場建設に当たってはなお一層の説明責任と将来構想をしつかりとつくっていただきたいという思いを強く伝えるためにも1号議案に反対する立場でございます。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○9番（牧野 仁君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 牧野君。

○9番（牧野 仁君） それでは、私は議案第2号を賛成すべきものと討論いたします。

国保会計は町民の健康を守る改めて重要な会計であります。現在、社会保障関係経費は依然として増加水準であり、今後も続くところであります。そのため、国保という性質上からして国庫支出金と被保険者の負担によって支弁されているのであります。医療費と税負担は比例するものであり、医療費が多くなれば多くなるほど、税負担が多くなるのは当然の事であります。したがって国保会計は大変厳しい決算になっておりますので、私はこの賛成の討論いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 他に討論は無いようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより各案を区分して採決いたします。

まず議案第1号、平成26年度八雲町一般会計予算について採決いたします。

この採決は起立によります。

お諮りいたします。ただいま申し上げました議案第1号について原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案2号平成26年度八雲町国民健康保険事業特別会計予算について採決いたします。

この採決は、起立によります。

お諮りいたします。議案第2号について原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま採決をいたしました議案第1号及び議案第2号を除く、議案第3号から議案第10号について一括採決いたします。

お諮りいたします。ただいま申し上げました議案第3号から議案第10号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第10号について、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 八雲町職員の再任用に関する条例

○議長（能登谷正人君） 日程第3 八雲町職員の再任用に関する条例を議題といたします。

本件は、平成25年12月13日第4回定例会において総務経済常任委員会に閉会中の継続審査の付託がなされたものであります。この程、審査が終了し報告書の提出がされております。この審査報告について委員長の補足説明を求めます。

○6番（掛村和男君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 掛村委員長。

○6番（掛村和男君） それでは報告をいたします。平成25年第4回定例会で本委員会に付託された議会第2号八雲町職員の再任用に関する条例の審査の経過並びに結果についてご報告をいたします。

付託された議案について、平成25年12月20日から平成26年2月4日まで4回にわたって委員会を開催し、所管課職員の出席をいただき説明を求めながら慎重に審査を行いました。最終日の2月24日には、審査を通じて課題となっている事項等の総括を行った結果、本条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

再任用制度は、急速な高齢社会の到来により、公的年金制度の改正に合わせ60歳代前半の生活と雇用、年金の連携により支える趣旨のものと平成11年に法改正が行われたもので、道内自治体における再任用条例の制定状況は、全道179の市町村のうち既に160市町村

(89.4%)が制定されており、本町を含めた未制定の市町村も本年度中に制定する予定となっております。

本委員会においても再任用制度の趣旨や国、道及び道内市町村の状況から、条例の制定については理解をしたところでございますが、その運用方法については審査の過程において各委員から様々な意見が出されましたので、主なものについてこの際申し上げます。

まず、再任用職員の給与について町民の理解を得られるかということでありました。給与の格付については、平成11年度の制度創設時に条例化した北海道が原則3級の格付けで、その当時に条例化した多くの市町村が3級ないし4級の格付でありましたが、運用実績は少なく渡島管内の直近では2級ないし1級の格付けが比較的多いとのことであり、本町が運用を考えている2級ないし1級の格付けは、国家公務員、道職員、道内市町村さらには近隣市町村と比較しても同等以下となっており、町民にも理解をいただけるものと判断をいたしました。ただし、病院の医療技術者については需要が高く人材不足であることから、専門職を確保するため一般職と同様の扱いではなく上位級に格付することについては理解しますが、その時々で、格付けが変わることのないよう運用に当たっていただきたい。

次に、再任用制度の運用による新採用とのバランスであります。各委員からは再任用制度を運用することにより新規採用の抑制を懸念する意見が多く、新採用を多くみてほしい、新採用が3分の2で再任用が3分の1程度に、などの意見が出されました。しかしながら、比率を決めたり人数で決めたりするのも希望者の有無によって変わるなど、その年の状況によっても違ってくることから、運用にあたっては雇用のバランスが難しい制度となっております。新規採用を抑制することのないよう再任用職員の採用についても適正化計画に反映し計画的な採用計画としていただきたい。

次に、再任用職員の意識についてですが、従前の勤務に対する評価をもとに選考委員会で審議することとなっておりますが、環境や立場が変わる中で再任用職員の意識改革を行い、長年の知識、経験を生かして組織全体として機能向上をされるよう取り組んでいただきたい。

最後に、今定例会において本条例が可決された場合には、早期に運用できるよう体制の整備を図っていただきたい。

以上で、総務経済常任委員会が付託を受けた事件の審査報告といたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第15号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第15号八雲町簡易水道施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○副町長（植杉俊克君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 副町長。

○副町長（植杉俊克君） 議案第15号八雲町簡易水道設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

42 ページをお開き願います。今回の改正は、水道事業の統合を計画的に推進するため町が平成21年度に策定した簡易水道事業統合計画書に従い、熊石地域に現在2つある熊石本町簡易水道と熊石相沼泊川簡易水道を統合するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

熊石地域の簡易水道事業は、現在も厚生労働省の承認を得て国庫補助事業として施設整備を行っているところでございますが、統合することにより新たな補助メニューも活用し、今後の施設整備事業を進めることができることから、今回2つの簡易水道事業を統合するものでございます。

改正内容について説明いたします。現行の第1条設置、第1項第5号八雲町熊石本町簡易水道及び第6号八雲町熊石相沼泊川簡易水道を統合し、第5号八雲町熊石簡易水道にするものでございます。現行の第2条簡易水道事業、第1項第5号の八雲町熊石本町簡易水道のア、給水区域、イ、給水人口、ウ、給水量、及び第6号八雲町熊石相沼泊川簡易水道のア、給水区域、イ、給水人口、ウ、給水量を統合し、第5号八雲町熊石簡易水道とし、ア、給水区域を記載のように熊石地域の熊石泉岱町、熊石大谷町を除く全地区とし、イ、給水人口、ウ、給水量につきましては年々減少傾向にあるため、直近の平成26年度の数値を推計し定めたものでございます。別図5を43ページように改め別図6を削るというものでございます。

44ページになります。附則、この条例は、平成26年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第15号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第18号

○議長(能登谷正人君) 日程第5 議案第18号八雲町消防長及び消防署長の資格を定める条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○消防本部管理課長(大淵 聡君) 議長、消防本部管理課長。

○議長(能登谷正人君) 消防本部管理課長。

○消防本部管理課長(大淵 聡君) 議案第18号八雲町消防長及び消防署長の資格を定める条例についてご説明いたします。

議案書48ページでございます。本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う消防組織法の改正により、これまで政令で定められていた消防長及び消防署長の任命資格を条例で定めることとなったため、新たに条例を制定しようとするものであります。

八雲町消防長及び消防署長の資格を定める条例、趣旨、第1条、この条例は、消防組織法第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

消防長の資格、第2条、消防長の職に必要な資格は次のとおりとする。(1)消防職員として消防事務に従事したもので、消防署長の職または消防本部、消防学校もしくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あった者であること。(2)消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あった者であること。(3)市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職、その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あった者であること。

消防署長の資格、第3条、消防署長の職に必要な資格は、次のとおりとする。(1)消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年(町長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ町長が定める期間を控除した期間)以上あった者であること。(2)消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年(町長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ町長が定める期間を控除した期間)以上あったもの(前号に該当する者を除く。)であること。(3)消防団員として消防事務

に従事したもので、消防団の副団長の職、その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったものであって、町長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。

なお、附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上、簡単ではございますがよろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） ちょっと条例の中を確認したいんですけども。2条の（2）でいきますと民間人でも消防長になれるということですか。また（3）でいきますと消防の経験がなくてもなれるということですか。また、第3条でいきますと同じように（3）でいきますと民間からもなれるという考えでしょうか。

○消防長（板木圭司君） 消防長。

○議長（能登谷正人君） 消防長。

○消防長（板木圭司君） まず第2条の（2）の関係ですけども、これは消防団員であれば、もちろん民間の人でも団長の職に2年以上あれば消防長になれるというようなものでございまして、3条の（3）についても同じように消防団員であれば民間の方でも署長になれるというような資格でございまして。よろしくお願ひいたします。2条の（3）の市町村の行政事務に従事したものであるということは、八雲町で言えば町の課長相当職にいた方であれば2年間の経験があれば、消防長になれるというようなこととございまして。以上でございます。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 文面で確認したらそのように思えたので確認したまでですが、ねらいとしてどういうものがあるのかなど。今のお話を聞きながら推測しましたが、推測よりもまず、どんな狙いがあるのかと聞きたいことが1点。もう1点は、先ほど可決成立しました、再任用の関係とも深くかかわってくるものなのかなと推測しますが、いかがでしょうか。

○消防長（板木圭司君） 議長、消防長。

○議長（能登谷正人君） 消防長。

○消防長（板木圭司君） まず、今回の条例は、今まで組織法で政令で定めるというものを今度は市町村で定めるということで制定したものでございまして。なお全道的に消防長がですね、もともと消防職員、消防吏員で経験を踏んで消防長になる方は多いですけども、中には今でも市町村部局からの行政からの消防長という方もおりますので、このような内容になってございまして。それから、今回の条例に関しては再任用とは関係ないと思っております。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） わかりました。非常時の命令、指揮監督などをとるときに（3）の部分で、いわゆる現場経験が余らないときにそういうのっていうのは危惧される場所ですけれども、そういう時には、その以下の方たちが支えるという形だと思えますけれども、その辺の危惧に関してはどのようなお考えでしょうか。

○消防長（板木圭司君） 議長、消防長。

○議長（能登谷正人君） 消防長。

○消防長（板木圭司君） 災害現場ってのは同じことはございませんし、それに対応するためには知識と経験が必要だというのは勿論だと思っております。行政から消防の方に来た場合にはですね、特に東京にある消防大学校の方で消防長の必要な教育訓練を受けなければならないということで、現在、そのようなことであるべく消防に関しては必要な知識を早急に取り入れて現場で対応できるような、教育訓練とこのことで消防大学校で行うということになってございますが、八雲町の場合は、もともと現場上がりできておりますので、そのような心配はないと思っております。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第19号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第19号定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 議長、行財政改革推進室長。

○議長（能登谷正人君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） それでは、議案第19号定住自立圏形成協定の締結について提案説明を申し上げます。

議案書49ページになります。定住自立圏構想につきましては、函館市を含む渡島檜山18

市町がそれぞれ昨年12月定例会において、定住自立圏形成協定の議決に関する条例の議決をいただいております。その条例に基づき、中心市であります函館市と協定を締結するため、周辺市町がそれぞれ第1回定例会に議案を提出しております。八雲町も函館市と定住自立圏形成協定を締結するため条例の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

議案書の50ページをお開き願います。函館市と締結する協定書の内容についてでございますが、第1条は定住自立圏の目的について規定し、第2条は基本方針を、第3条は連携する取り組みの3分野について規定しております。

1つは生活機能の強化に係る政策分野で具体的な連携項目は52ページの別表第1をご覧ください。ア、広域医療体制等の充実では、広域救急医療体制の充実で、取り組みの内容は圏域内における救急医療体制の充実を図るため、市立函館病院にドクターヘリ導入を初めとした各種事業に取り組むものです。イ、広域観光の推進では、プロモーション活動の実施で取り組みの内容は、圏域が協働し国内外に対する観光イベントを初めとした各種プロモーション活動等に取り組むものです。下段の滞在型観光促進に資する観光メニューの開発の取り組みの内容は、圏域内での周遊性を高め滞在日数の増加を図るための観光メニューの開発等に取り組むものです。

2つ目の結びつきやネットワークの強化に係る政策分野は53ページの別表2をご覧ください。ア、地域公共交通では、圏域内における公共交通手段の維持及び確保等で、取り組みの内容は圏域内における公共交通手段を維持・確保しながら利用促進を図るための事業に取り組むものです。イ、基幹道路等ネットワーク整備の促進では、圏域内における交通ネットワークの形成で、取り組みの内容は圏域内における効率的な交通ネットワーク形成に向け、高規格道路等、交通インフラ整備促進のための各種事業に取り組むものです。ウ、国際化の推進では、圏域における国際化の推進で、取り組みの内容が圏域内の国際化を推進するための各種事業に取り組むものです。

3つ目の圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野は、54ページの別表3をご覧ください。ア、人材育成等では、職員の合同研修等の実施で、取り組みの内容は圏域内市町職員の資質の向上を図るため合同研修等を初めとする各種事業に取り組むものです。50ページにお戻り願います。第4条は事務執行にあたっての連携及び費用の負担について、第5条は協定の変更について、議会の議決を義務づけております。また、51ページになりますが、第6条で協定の廃止について規定し、第1項であらかじめ議会の議決を経て相手方に通知すること。第3項では相手方との合意を得なくとも書面通知から起算して2年を経過するとその効力を失うとするものでございます。なお、協定の締結日は3月27日、函館市において圏域市町長が合同で署名式を行う予定となっております。

また、今後のスケジュールですが、本年4月下旬に中心市の函館市が定住自立圏共生ビジョンを策定するため、国が定める圏域共生ビジョン懇談会を立ち上げ、具体的な取り組み事業を協議していくこととなっており、9月を目途に共生ビジョンを策定することとしております。

以上、雑ぱくではございますが、議案第 19 号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） ご説明ありがとうございます。18 市町村がこれに今回の各町村第 1 回定例会で加盟協定を結ぶということでしたけれども、その主たる役割を担うのは函館市が中心となって行っていくという協定書の内容になっていると思います。それでですね、53 ページの別表第 2 のアの部分なんですけれども、地域公共交通の取り決めの部分でございます。八雲町は今、熊高の課題だとかの部分でバスの運行の部分だとかの課題があるわけですが、これからどうやって人の流れを効率よく仕事、学業、物流の部分で流していくかって部分の課題というのは八雲にはあると思いますけれども、この協定を結ぶことによって、今のバス交通の部分だとかにプラスに働く部分とマイナスに働く部分と両方あると思いますけれども、どのような捉え方をすればいいのかという部分をお伺いしたいというふうに思います。それと、もしそこで仮に八雲町が目指す部分でマイナスになる部分があった場合においては第 5 条の協定の変更において、その部分だけを協定変更をするということも可能かどうか、お伺いします。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 行財政改革推進室長。

○議長（能登谷正人君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） ただいまの質問でございますけれども、公共交通の関係でございますが、この部分でいいますと新幹線開業を見据えた形でのですね、交通手段の維持確保ということが重点になっているようでございます。それで函館市を含む北斗市、木古内町、七飯町はですね、我々それ以外の町に比べて二次交通の充実ということで、そちらは八雲町との関わりとは別な部分で内容が協議されるのかというふうに思っています。プラスイメージ、マイナスイメージということなんですけれども、具体的な交通のそういった取り組みに関しては、これから先ほど説明しましたように共生ビジョン懇談会の中でですね、委員が集まってですね、関係町の意見を聞いて具体的な取り組みを決めていくということになっておりまして、現段階でですね、どれがプラスでマイナスなのかという部分がですねちょっと想定できていないというところもございますので、その辺はちょっとこれからということでご理解いただければなというふうに思っております。

ただ、先のですよね、一般質問や予算委員会の中で申し上げておりますけれども、新幹線絡みで交通ダイヤ、交通網がですね、大幅に変わってくるということを考えればですね、八雲町としてのメリットを最大限生かせるような提案等取り組みを訴えていきたいなというふうには思っていますのでそれら、内容がですね今後ビジョンの中で議論されて決まりましたら、また皆様方にご報告を申し上げたいというふうに考えておりますので、ご理解等、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） はい、千葉君。

○12番（千葉 隆君） まず冒頭、定住自立圏形成に関する協定の締結することについて反対でないということだけまず、賛成ですよという部分で、お話をさせていただきたいと思えますけれども、この目的というか役割分担、含めて第3条に書いてますし、また別表の方にも詳細に書かれてますけれども、定住自立圏というふうには書かれてますけれども、これは広域行政の始まりだと思うんですね。広域行政のあくまでも中心都市が宣言をして、そこに中心でない町村が協定を結ぶ。20年後、30年後、道南は本当に町村としてどのくらい残れるのかなという危惧さえ感じとれるような状況、平成の大合併の時も、交付税減らして自立できない自治体をつくって、合併してきた構図があったわけです。やっぱりそういったことからすべての面で、定住自立圏だとか広域行政が良いのかどうかという部分も考えていかなければならないというふうに一方では思うわけです。この中心都市宣言をした市と町村が、先ほど言った町が協定を結ぶんですけれども、一方、八雲町の立場は道南北部の中核都市ということを私どもは先輩方から言われてきてます。ですから、こういう定住自立圏の関係でですね、道南全体がそういった方向に進むことも一方やむをえないことですし、逆に歓迎すべき点もあるんですけれども、一方、我が町はこの道南、渡島檜山の中核都市としての政策強化もしていくっていうことをですね、一方強化していくような状況ですね、つくり上げていくそういう思いも持ちながらこういうことと協定を結ぶっていう気持ちにならないと駄目でないのかなと思うんですけれども、そういった方向性というか、そういう中核都市っていうことの意識を強く持つことはだめなんでしょうか。

○副町長（伊瀬 司君） 副町長。

○議長（能登谷正人君） 副町長。

○副町長（伊瀬 司君） この定住自立圏構想、この中心都市のですね、条件がございまして、ある程度の人口がないと中心都市になれないわけですね。それで以前から八雲町としては今、千葉議員さんが仰ったように道南、渡島檜山のですね、中心的都市ということで、目指してそういうようなことを認めてほしいっていうことで、前にもいろいろとお話をした経緯があり、ただ条件としての人口には満たしていないということですね、それはまあ断念せざるをえんですけど。ただ、今後ともやはり八雲町は道南北部、渡島檜山のですね、中心的な都市としての役割をですね、担っていかなければならないし、そういう地域にあると思いますので、いろんな面でですね、これからも政策を含めて連携を深めながらやっていきたいなと思います。ただ、今回の定住自立圏構想の一番の目標は、とりあえずドクターヘリの導入が大きな目標でありましたので、これからいろいろとですね、細部についてまたごりようが出てくるかと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（能登谷正人君） はい、他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第20号

○議長(能登谷正人君) 日程第7 議案第20号損害賠償額の決定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長(前小屋忠信君) 保健福祉課長。

○議長(能登谷正人君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(前小屋忠信君) 議案第20号損害賠償額の決定について、ご説明申し上げます。

概要書をご覧いただきたいと思えます。2ページの20番になります。本件は、平成24年6月22日、国道5号線東雲町のバイパス交差点において、勤務中のヘルパーが公用軽自動車で利用者の買い物を終え、利用者宅に物品を届けるため交差点右折したところ、横断歩道を自転車で走行中の被害者と衝突し、傷害を負わせた交通事故による損害賠償額の決定について、地方自治法96条第1項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

それでは議案書55ページをお開きください。議案第20号損害賠償額の決定についてでございます。先ほど概要書により説明申し上げました交通事故につきまして、民法第715条第1項の規定によりその損害を賠償するため、次のとおり損害賠償額の額を決定するものでございます。1、損害賠償額は対人賠償のみでございまして、治療費391万404円その他、休業損害120万8,400円、障害慰謝料99万4,000円、後遺障害115万円などとなっております。過失割合10%を相殺いたしました667万984円でございます。2、損害賠償の相手方は、八雲町豊河町4番地41、中山文子様でございます。この交通事故につきましては、平成24年6月22日に発生しまして、議員皆様には平成24年6月29日開催の全員協議会において概要をご報告申し上げておりましたが、事故当初の診断では概ね3週間程度の入院加療とされておりましたので、比較的早い時期に議員皆様にご報告できるものと思っておりましたが、その後、膝の骨折が判明しまして、平成24年6月22日から平成25年8月20日までの治療を要し、後遺障害などについても認定されましたことから、期間を要したものでございます。なお、損害賠償につきましては、自動車損害賠償責任保険と任

意保険で対応させたものでございます。

以上、議案第 20 号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 8 議案第 21 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 8 議案第 21 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案については、地方自治法第 117 条の規定によって除斥の対象となります。

黒島議員退場してください。

（黒島議員退場）

それでは、提出者の説明を求めます。

○副町長（植杉俊克君） 副町長。

○議長（能登谷正人君） 副町長

○副町長（植杉俊克君） 議案第 21 号指定管理者の指定についてご説明いたします。

56 ページをお開き願います。次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるといってまいります。今回、管理をお願いしようとする施設は、ひらたない温泉あわびの湯でございます。この施設は、これまでも記載の指定管理者に管理をお願いしてまいりました。5 年間の管理の期間中に特に支障なく運営されましたので、今後においても指定管理者として管理をお願いしようとするものでございます。

内容についてご説明いたします。1、公の施設の名称は、八雲町ひらたない温泉あわびの湯でございます。2、指定管理者として指定するものは、二海郡八雲町浜松 152 番地、株式会社温泉ホテル八雲遊楽亭、代表取締役黒島竹満氏でございます。3、指定する期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休憩 11時06分

再開 11時19分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き再開をいたします。

◎ 日程第9 議案第22号

○議長（能登谷正人君） 日程第9 議案第22号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（山形広己君） 総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（山形広己君） 議案第22号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明申し上げます。

この度の規約変更につきましては、平成26年3月31日付けで上川中部消防組合及び伊達壮瞥学校給食組合が解散し、北海道市町村職員退職手当組合から脱退することとなったことから、退職手当組合理約の別表に記載している項目からそれぞれの団体名を削除しようとするものであります。附則として、総務大臣の許可の日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第22号のご説明とさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 10 議案第 24 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 10 議案第 24 号町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（河田 實君） 建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（河田 實君） 議案書 61 ページになります。議案第 24 号町道路線の認定についてご説明いたします。概要説明書 3 ページをご覧ください。

本件は、町道相生 5 号線、場所は概要説明書 5 ページの別添 2 の資料になります。この道路認定について、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。議案書の議案第 24 号とおり、路線番号 31279、路線名相生 5 号線、これ道路幅員が 6 メーターでございます。起点八雲町相生町 33 番 1 地先、終点八雲町相生町 33 番 22 地先、重要な経過地、道道八雲北桧山線、相生 3 号線、延長 63.50 メーターに認定するものでございます。

以上、議案第 24 号町道路線の認定についてご説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 11 議案第 29 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 11 議案第 29 号平成 25 年度八雲町一般会計補正予算第 14 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長(梶原雄次君) 財務課長。

○議長(能登谷正人君) 財務課長。

○財務課長(梶原雄次君) それでは、議案第 29 号平成 25 年度八雲町一般会計補正予算第 14 号について提案説明いたします。

別冊で配られている議案書 1 ページであります。この度の補正は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出の補正は、歳入歳出それぞれに 1,548 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 142 億 5,369 万 1,000 円にしようとするものであります。補正する内容は、ふるさと応援寄附金及び当初計画と比較し、降雪量の増から除排雪経費の増によるものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書の 5 ページの下段の歳出から説明いたします。2 項総務費、1 項総務管理費、12 目地域振興対策費、25 節積立金は、500 万 5,000 円の追加は、町内の方より 1 件の 500 万円、町外の方より 1 件の 5,000 円のふるさと応援寄附金がありましたので、寄附者の指定であります、健やかに充実して暮らせる事業に有効に活用させていただくため、基金に積み立てするものであります。8 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目除雪対策費 1,047 万 7,000 円の追加は、町道除排雪業務委託料で当初予算において稼働日数を 25 回としておりましたが、特に 1 月は降雪量の増から出勤回数が増加し不足が生じることから、全体の出勤回数を 29 回と見込み、補正をお願いするものであります。

続いて歳入であります。同じページの上段であります。10 款 1 項 1 目、地方交付税 1,047 万 7,000 円は、歳出に対応した特別交付税の追加であります。17 款 1 項寄附金、2 目ふるさと応援寄附金 500 万 5,000 円の追加は、歳出で説明しましたふるさと応援寄附金であります。

以上、補正する歳入歳出の合計は、1,548 万 2,000 円の追加であります。

以上で議案第 29 号、平成 25 年度八雲町一般会計補正予算第 14 号の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 12 議案第 30 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 12 議案第 30 号平成 26 年度八雲町一般会計補正予算第 1 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（梶原雄次君） 財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（梶原雄次君） それでは、議案第 30 号平成 26 年度八雲町一般会計補正予算第 1 号について提案説明いたします。

議案書の 7 ページであります。この度の補正は、歳入歳出予算及び債務負担行為の補正であります。歳入歳出の補正は、歳入歳出それぞれに 250 万円を追加し歳入歳出予算の総額を 111 億 2,250 万円にしようとするものであります。補正する内容は、あわびの湯指定管理委託料であります。ひらたない温泉あわびの湯については、平成 21 年度のひらたない荘の民設民営による営業と同時に、指定管理者として株式会社温泉ホテル八雲遊楽亭に協定に基づき管理運営をしてきたところでありますが、あわびの湯の収支は指定管理の管理者の企業努力をもっても改善されず、厳しい環境が続いているとのことであり、その運営の収支から確認されるところであります。あわびの湯は、熊石地域にとって欠くことのできない施設であり、運営の継続が必須であることから、施設関係に必要な人件費及び設備点検業務委託料の 2 分の 1 相当額を指定管理料として支出しようとするものであり、指定に関する期間に対し、債務負担行為を設定するものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書の 12 ページの下段の歳出から説明いたします。7 款 1 項商工費、3 目観光開発費 250 万円の追加は、あわびの湯

指定管理委託料であります。歳入は同じページの上段であります。18 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 250 万円は、歳出に対応した財政調整基金繰入金の追加であります。

以上、補正する歳入歳出の合計は 250 万円の追加であります。

次に、債務負担行為の補正であります。議案書の 9 ページになります。第 2 表債務負担行為の補正は、ひらたない温泉あわびの湯指定管理委託料で、期間は平成 26 年度から平成 30 年度まで、限度額を各年度を 250 万円とし、1,000 万円とするものであります。

以上で、議案第 30 号平成 26 年度八雲町一般会計補正予算第 1 号の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 13 住宅リフォーム助成制度に関する請願書

○議長（能登谷正人君） 日程第 13 住宅リフォーム助成制度についての請願書を議題といたします。

本請願は、平成 25 年 12 月 10 日第 4 回定例会において総務経済常任委員会に閉会中の継続審査の付託がなされたものであります。この程、審査が終了した報告書の提出がされております。報告書については、お手元に配付のとおりであります。

本請願について委員長の報告を求めます。

○6 番（掛村和男君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 掛村総務経済常任委員長。

○6 番（掛村和男君） それでは報告をいたします。本委員会に付託された請願第 25 の 1 住宅リフォーム助成制度についての請願書の審査について、去る 1 月 22 日、2 月 6 日及び 2 月 24 日の 3 日間、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

結果については、お手元の請願審査報告書のとおり、不採択とすべきものと決定いたし

ました。以下、審査の概要について申し上げます。

審査の過程において、委員より制度を創設することにより経済効果があることは理解できるが、対象者が持家でリフォームを行う人に限定されることや、制度創設によってリフォーム需要がどの程度増加するかを判断するのは難しいとの意見です。また、現在は町内の公共事業等により地域経済は十分に刺激されていると判断される。さらに、他の公共事業や各種事業についても優先順位をつけて実施しており、本制度を既存の事業よりも優先的に行わなければならないとは考えにくいとの意見。

一方、実施している自治体では助成額の10倍の経済効果が出ており、制度を創設することにより地元経済の活性化に繋がる。また、初めは少額な予算で実施することで他の事業への影響を少なくすることができるとの意見なども出され、委員会として意見の一致には至りませんでした。

最終的に裁決を行い、不採択とすべきものとすることに決定いたしました。結論に至る議論の根底には、公共施設の耐震改修や橋梁点検など当面の緊急を要する事業の資金需要に目途が立った時点で、町財政を鑑み、将来的には検討に値する事業であるとの認識であったことを申し添え、総務経済常任委員会に付託された請願の審査報告といたします。

○議長（能登谷正人君） ただいま、総務経済常任委員会委員長から報告がありました。この委員長報告について質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論を行います。

まず、反対の討論から発言を許します。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 住宅リフォーム助成制度の請願が、審査過程で意見の一致に至らず不採択になったことに対し、不服申し立てます。

総務経済常任委員会の委員長報告に町内の公共事業等により地域経済は十分に刺激されていると判断されるとありますが、直接公共事業に携わらない業種も多く、消費税増税が実施されれば中小零細事業者への受注は縮小され、経営はますます苦しくなることを危惧します。報告書にあるとおり、実施自治体では助成額の10倍の経済効果が出ており地元経済の活性化に繋がるという意見があったことや、将来的には検討に値する事業であるとの認識であったことから、調査研究に値する事業であり、町内の雇用増や税収増のためにも採択すべき事業であることを申し述べ、反対討論といたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、委員会報告に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

本請願を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 日程第 14 子どもの医療費無料化に関する請願書

○議長（能登谷正人君） 日程第 14 子供の医療費無料化についての請願書を議題といたします。

本請願は、平成 25 年 12 月 10 日第 4 回定例会において、文教厚生常任委員会に閉会中の継続審査の付託がなされたものであります。この程、審査が終了し報告書の提出がされております。報告書についてはお手元に配付のとおりであります。本請願について委員長の報告を求めます。

○4 番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島文教厚生常任委員長。

○4 番（岡島 敬君） 平成 25 年 12 月 10 日、第 4 回定例会において付託を受けた請願第 25 号の 2 子供の医療費無料化についての審査について、文教厚生常任委員長としてご報告いたします。

請願の趣旨は、現在、道の制度に 2 歳上乗せをし実施されている子供の医療費無料化の年齢を、近隣の自治体に倣い、早急に小学校卒業まで、最終的には中学校卒業まで無料にすべきであるというものでした。まず審査の一連の流れをご報告いたします。

平成 25 年 12 月 12 日、第 4 回定例会会期中に行われた委員会において、請願の趣旨等の説明を求めるため、次回委員会に紹介議員の出席を求めることを決定いたしました。平成 26 年 1 月 22 日、所管である住民生活課より参考資料の提出をいただき、委員会において疑問点等をあらかじめ話し合い、その後紹介議員である横田議員の出席を求めました。請願書だけでは十分に把握できなかった趣旨は、紹介議員の説明や質疑により、少子化が進む現代、安心して子どもを産み育てるための環境を作るため、各自治体が医療費の無料化に取り組んでいる。医療費の心配のない政策を進めることは、地域の活力をもたらし、症状の悪化を防ぎ医療費の抑制にも貢献することから、当町でも取り組むべきであるということが明らかになり、また協議を重ねる中で、子育て支援策を全般的にとらえる必要性、財源について話し合う必要性であるという意見が多く出され、次回参考となる資料を持ち寄り、さらに協議をすることで終了しました。2 月 6 日、前回の委員会で話し合われた疑問点や新たに提出された資料により協議を重ね、子供の医療費無料化の請願の趣旨には賛同できるが、財政等を考える上で全面的に採択することは難しい。町の今後の政策等を踏まえ、前向きに検討していただくことが望ましいではないのかという一定の方向が導き出さ

れたため、話し合われた内容を委員長がまとめ、次回委員会において協議し報告書作成に向けて協議することを決定いたしました。2月14日、報告書の原案作成を行い、2月17日、委員会において報告書案をもとに協議しましたが、報告書の作成には至らず、次回委員会において最終報告書を作成することとなりました。2月24日、委員会において報告書の最終調整に至りました。

具体的な審査の内容といたしましては、所管課である住民生活課より提出をいただいた参考資料や委員会で調査した結果、渡島管内のほとんどの自治体が既に取り組んでいることは事実で、北斗市や福島町では高校卒業まで給付対象範囲を広げていました。

しかし、実施した自治体の中には無料化後の受診件数の伸びが予想以上であり、当初予算にかなりの上乗せを余儀なくされた事例もありました。

また、八雲町で無料化の対象年齢を引き上げた場合の予算額を関係課に試算していただいたところ、小学校卒業までで6,000万円を超える金額が、中学校卒業までとなると9,000万円近い金額がかかることが分かり、審査を進めていく上で大きな壁となりました。委員会審議の中では、子育て世代の負担軽減を望む声が多きいことは1,400を超える署名が寄せられたことでも十分理解できる。子供は町の宝であり、町民全体で子供を育てるという気持ちを持つべきである。八雲町より財政事情が悪い自治体でも取り組んでいる。ぜひ取り組むべきである。移住者が定住先を選ぶ基準になる。などの意見が出された一方で、医療費無料化だけが子育て支援とは限らない。無料化することで安易な受診が増えるのではないか。初期の事業理念とは異なり選挙公約等政争の具に利用されている感もあるのではないか。横並びの施策で終わらぬよう工夫すべきで、行政が始めた施策は途中で簡単にやめられるものではなく、年齢の引き上げ幅についても十分な検討が必要であるなど、慎重論も出されました。

また議論を進める中での最大のネックは、医療費の無料化には予算が伴い、単年度で終了する事業ではないため、行財政改革を行い事務事業見直しを続ける中で、財政の健全化を図っている現状で、財政的な手当てをどのように行うかということでした。

協議の結果、子育て支援策として子供の医療費無料化の年齢を引き上げるという請願の趣旨については十分理解しその必要性も認めるものです。しかし、請願にある中学校3年生を展望しつつ、小学校6年生までを早急にという項目には、財政等の面を鑑みても困難なものがあるため、趣旨のみを採択し、事業の実行については予算の確保ができ次第、できる範囲から進めるべきであるという結論を得たものです。以上のようなことを踏まえ、委員会が出した結論は、趣旨採択であります。そしてこの結論に一言申し添えます。

今回の請願にある子供の医療費を最終的に中学校卒業まで無料化にするということを実現するには、財政等を含む課題はありますが、子育て支援対策の1つとしては妥当であると考えます。町におかれましては、医療費を含む八雲町における子育て支援対策全般について改めて検証し、予算の確保を確実とした上で、できる範囲から実行に向けた努力を要望いたします。また子育てしやすいまちづくり実現のため、その取り組みについてはスピードを持って対応していただきたい。

以上、付託を受けました請願に対する文教厚生常任委員会の委員長報告といたします。
○議長（能登谷正人君） ただいま、文教厚生常任委員会委員長から報告がありました。この委員長報告について質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

子供の医療費無料化についての請願書に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

◎ 日程第 15 発議第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 15 発議第 1 号放射能汚染水対策など原子力政策の転換と被災者支援の抜本的強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の代表の説明を求めます。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 発議第 1 号放射能汚染水対策など原子力政策の転換と被災者支援の抜本的強化を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

福島第 1 原発は、地下水の流入により放射能汚染水が増え続け、大量の汚染水が外部に流出する危機的な状況の瀬戸際に陥っています。収束どころか危機の真っ只中であります。ここまで事態が悪化したのは、汚染水をいずれ海に放出すればよいとする極めて安易で許しがたい発想があります。

また、政府復興庁が福島県における震災関連死防止のための検討報告では、昨年 9 月末現在の東日本大震災における避難生活などで亡くなった被災者は 2,303 人に上っています。このうち、約半数が福島県となっています。避難者が将来不安を抱えながら苦しい生活を強いられているのです。以上のことから、国においては以下の対策を早急 to 実施するよう強く要望いたします。1、福島第 1 原発の放射能汚染水の海への放出は絶対に行わず、収束と廃炉を日本の英知を結集した大事業として取り組むこと。2、避難を強いられている 15 万人余りの生活と健康を守るために抜本的対策を強化すること。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○13 番（岡田修明君） 議長、岡田。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） それでは、質疑を行いたいと思います。私どもの会派においては、この被災者の支援の抜本的強化については賛同するものであります。しかしながら先ほど提出者の説明がございましたとおりですね、段落において二行目の、ここまで事態が悪化したのは、汚染水をいずれ海に放出すればよいとする極めて安易で許しがたい発想があると断じております。こういった文書載せるということは、八雲町議会がそれを断じていることに私は繋がると思います。そうした文章が入っている部分で、全体的な趣旨としては賛同できるようなものでありますけれども、国に対してですね、それを断ずるといふ部分では賛同者の方々は、ほかの方々はどう思うかわかりませんが、私どもの会派にしては非常に厳しい言葉がこの部分で述べられていると思いますけれども、提出者にご質問をいたします。許しがたい発想が、極めて安易で許しがたい発想があると、断じておりますけれども、あるんでしょうか。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） あります。国及び福島第1原発は、海に放出することを初めから考えていました。しかも最近では、国際的な機関である I A E A も海に放出してもいいという見解を示しています。海に放出するということは世界の海を汚すことであり、また、日本の海洋資源もダメージを受けることとなります。そうした考えを正すことから、その文書が必要であると考えております。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

開議 午前11時57分

○議長（能登谷正人君） 再開いたします。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 先ほど、岡田議員から言われたこの文書が入っていることで八雲町議会としていいのかという声がありました。ここを削除しても趣旨的には変わりませんので削除をお願いしたいと思います。今読み上げますので、よろしくお取り計らいください。

上から3行目の「ここまで事態が悪化したのは、汚染水をいずれ海に放出すればよいとする極めて安易で許しがたい発想がある」という部分でございます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） ただいま佐藤委員より説明がありました。上から3行目の「こ

ここまで事態が悪化したのは、汚染水をいずれ海に放出すればよいとする極めて安易で許しがたい発想がある。」この発言について取り消したい旨の発言がありましたので、お諮りいたします。

今申し入れがありましたので、削除することに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 異議なしと認めます。

それではこの文につきましては、削除をさせていただきます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前12時00分

開議 午後13時01分

○議長(能登谷正人君) 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第16 発議第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第16 発議第2号農地中間管理機構設置に関して、市町村や農業委員会の意向を尊重するよう求める意見書を議題といたします。

提出者の代表の説明を求めます。

○2番(横田喜世志君) 議長、横田。

○議長(能登谷正人君) 横田君。

○2番(横田喜世志君) 発議第2号農地中間管理機構設置に関して市町村や農業委員会の意向を尊重するよう求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

昨年の臨時国会において農地中間管理機構の設置関連法案が可決され、3月にも省令が出されることになっています。北海道においては、農業委員会と農業開発公社の努力によって耕作放棄地も少なく、地域農業の振興に向けた農地の移動などが行われてきたところであり、農地中間管理機構設置に当たって機構と市町村、並びに農業委員会がどのような関係にあるのか不明確であります。市町村や農業委員会にその業務を押しつけて決めるのは知事と機構ということでは、地域農業に関する意向を反映させることはできないと

思われます。ついては、農地中間管理機構の設置に当たって市町村や農業委員会の意向を尊重するよう強く要請いたします。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 17 発議第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 17 発議第 3 号沖縄県普天間飛行場の辺野古への移転計画の撤回を求める意見書を議題といたします。

提出者の代表の説明を求めます。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 発議第 3 号沖縄県普天間飛行場の辺野古への移設計画の撤回を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

普天間飛行場の移設問題が最大の争点となった。名護市長選挙で辺野古移設反対を掲げた現職市長が再選を果たしました。今回の名護市長選挙は新基地の是非が正面から問われる初めての選挙となりました。それだけに基地受け入れ反対派が勝利した意味は極めて重く、政府は直近の民意を真っ正面から受けとめなくてはならないと考えます。よって政府は沖縄県名護市長選挙の結果を重く受けとめ、名護市辺野古への基地移設を断念し、計画を撤回するよう強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議ありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第18 発議第4号

○議長(能登谷正人君) 日程第18 発議第4号住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2番(横田喜世志君) 議長、横田。

○議長(能登谷正人君) 横田君。

○2番(横田喜世志君) 発議第4号住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書について、提案者を代表して提案説明をいたします。

東日本大震災をはじめ、未曾有の災害が相次ぐ中、国民の命と暮らしを守るためには、国の役割が益々重要となっており、国家・地方を問わず公務員の果たすべき役割は拡大しています。しかし、北海道の人口減少や行政改革の推進、相次ぐ定員削減の影響を受けて撤退・縮小の傾向にあります。北海道の広大な面積、降雪寒冷地であることなどの地理的特殊性を踏まえると、容易な出先機関などの撤退・縮小は容認できず、行政機関の撤退に伴う地域経済に影響を及ぼしさらなる地域間格差を生み出されます。国による行政サービス維持の観点から下記の事項の実現を要望いたします。

1、国の出先機関改革にあたっては廃止、地方移管を前提としないこと。2、住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を図るため必要な人員を確保すること。3、現在国で行われている業務について十分な議論もない中で、急速な民営化、独立行政法人化、業務委託を進めないこと。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 19 発議第 5 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 19 発議第 5 号集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○1番(佐藤智子君) 発議第 5 号集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

安倍晋三首相は、今国会中にも集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に踏み切り、秋の臨時国会で関連法案を成立させようとしています。集団的自衛権については憲法第 9 条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、これを超えるものであって、憲法上許されないとしてきました。よって、八雲町議会は集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に強く反対するものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立少数であります。

よって本案は否決されました。

◎ 日程第 20 発議第 6 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 20 発議第 6 号災害時多目的船の導入を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番(宮本雅晴君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 宮田君。失礼しました、宮本君。

○11 番(宮本雅晴君) 発議第 6 号災害時多目的船の導入を求める意見書について提出者を代表して提案説明をいたします。

本年 3 月には東日本大震災の発災から 3 年目の節目を迎える。2011 年 3 月 11 日に発災し、甚大な被害をもたらした東日本大震災は、地震・津波・災害・原発事故という複合災害であるとともに、その被害は東北地方太平洋沿岸部をはじめ広範囲に及んだ。特に沿岸地域では津波によって壊滅的とも言える被害を受け、被害地域内ではほとんどの医療機関が機能不全に陥るとともに、交通網の寸断により内陸部の医療機関による支援も十分なレベルに達するには相当の時間を要した。

災害による傷病者、発災前から加療中の患者や要介護要支援者等も含め、医療・介護を必要とするものが大規模災害の発災時に大量に発生することを十分に踏まえ、不測の事態に陥らないように洋上からの医療支援を可能にしておくことは、国民の生命を守るという国の第一の責任を果たす上で重要な施策である。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ下記の事項について適切な措置を講じるように強く要望する。

記、1、海上自衛隊や海上保安庁の医療機能を持つ艦船や民間船舶の活用を含めた災害時多目的船の早期導入に向け、具体的な工程表を作成すること。2、平成 26 年度の実証事業を具体的な課題の解決に資するものとするため、平成 25 年度実証事業を踏まえての検討課題を早急に取りまとめること。3、平成 26 年実証事業については、民間船舶を活用すると

ともに、陸上医療機関との連携、被災港湾の開削、必要人員の確保や機材の配備等、実際の災害を想定して実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様におかれましてはご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第21 発議第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第21 発議第7号労働者保護ルール改正反対を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 労働者保護ルール改正反対を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をさせていただきます。

わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く雇用社会であります。この雇用社会日本の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のため必要であるため、次の事項について強く要望いたします。

1、不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす、懸念がある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」

の導入などは、行うべきではないこと。2、低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。3、雇用・労働政策にかかわる議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は、起立によって採決いたします。

まず本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 22 発議第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 22 発議第 8 号地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○12 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉さん。

○12 番（千葉 隆君） 発議第 8 号地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書。

自治体の臨時・非常勤職員は、今や 3 人に 1 人となり、全国では約 70 万人にも上がる。それらの職員の多くは、年収が約 200 万以下であるため官製ワーキングプアとも言われ、雇い止めに不安を感じながら日々の業務に当たっています。ついては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望する。

1、非常勤職員に期末手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。
2、均等・均衡待遇を求めているパート労働法の趣旨を臨時・非常勤等職員に適用させる法整備をはかること。3、臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同をよろしく願います。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

まず、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第23 発議第9号

○議長（能登谷正人君） 日程第23 発議第9号特定秘密保護法の廃止を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 特定秘密保護法の廃止を求める意見書について、提出者を代表し提案説明させていただきます。

特定秘密保護法案は当初より、「行政機関の長」の判断で恣意的に「秘密」と指定でき、公務員が秘密を漏洩した場合は最高で懲役10年とし、民間人も罰則の対象となるなど、国民の知る権利や言論や表現、報道の自由が侵害される危険性が指摘されていました。強行採決直後の道内報道機関の世論調査でも、反対・慎重審議を含めると9割にも達し、いかに本法律が国民に支持されていないかが明確であります。したがって、衆参両議員でも強

行採決に抗議するとともに、国民の暮らし・基本的人権・国民主義・平和主義を守るためにも、政府は国民の声を真摯に受けとめ、「特定秘密保護法」を廃止することを強く求めます。

以上、議員皆様の賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 24 発議第 10 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 24 発議第 10 号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○12 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12 番（千葉 隆君） 発議第 10 号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案について、提出者を代表し提案説明をいたします。

肝硬変・肝がん患者は毎日 120 人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。よって政府は次の事項を実現するよう強く要望する。

1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたしますので、議員各位の賛同を

よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 25 発議第 11 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 26 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。大変失礼しました、修正します。日程第 25 発議第 11 号国益なき T P P 合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○5 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5 番（三澤公雄君） 国益なき T P P 合意に断固反対し、国会決議の順守を求める意見書を提出者を代表し述べさせていただきます。

T P P は聖域なき関税撤廃と一部の多国籍企業に都合のよいルール改正や、規制緩和を同時に進める危険な協定である。特に農林水産業が基幹産業となっている北海道並びに本町において、重要農畜産物 5 品目など関税撤廃や関税引き下げが行われた場合は、持続的に農林水産業に取り組むことは困難となり、自然環境と地域社会の崩壊を招くことは自明の理である。

こうした中で、日本政府が、国会や国民全体に対して十分な情報提供がないままに、米
国からの完全かつ包括的な自由化要求に応じ、国会決議を逸脱するような譲歩を行うことは断じて容認できず、国益を損なう T P P 合意には断固反対である。

よって、国においては、T P P 交渉に関する情報開示を徹底し、交渉過程の透明性を確保するとともに、衆参両院の農林水産委員会における国会決議を遵守すること。また、国会決議を守れない場合は、TPP 交渉から脱退することを強く要求する。あわせて、日豪 E P A などすべての国際貿易交渉において、多様な農業の共存を基本理念として、例外措置と

して重要品目の関税を維持するという基本方針を堅持することを重ねて要望する。

議員各位の賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 26 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第 26 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所定事務のうち、会議規則第 73 条の規定により特定調査事項について閉会中の継続調査を行う旨の申し出が提示されております。

申出書はお手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 町長挨拶

○議長（能登谷正人君） 町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 平成 26 年第 1 回定例議会が閉会するにあたり、議員の皆様に対し、一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

本定例会は、3 月 11 日を初日として本日まで 9 日間の会期を要するものとなりましたが、議員皆様には終始、熱心な論議と慎重なご審議をいただき、敬意と感謝を申し上げます。

26 年度一般会計を初めとする各会計予算、25 年度各会計補正予算や関連議案が加わり、提出いたしました議案等の件数は 30 件を数え、一般会計、特別会計及び企業会計を含めた予算総額 285 億円余りの新年度会計予算を含むものであり、特に私にとって、最初の町政執行方針と予算提案でありました。この間、一般質問や議案等審議を通じていただきました議員皆様からのご提言やご指導につきましては、真摯に受けとめ、今後の町政執行に活かして参りますので、変わらぬご協力をいただきたいと思います。

予算特別委員会の正副委員長の責務を務めていただきました田中議員さん、横田議員さんには、そのご尽力とご配慮から、心からお礼を申し上げます。議決をいただきました各会計の新年度予算は、この 1 年間の行政を具現化するものでありますが、年度途中において対応しなければならないものも出てくると予想をされます。その際には、追加補正の形で予算措置をお願いすることとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

特に懸案でありました八雲総合病院本館棟の改築に、議員皆様の特段のご理解で、3 月より着手をさせていただきました。26 年度から本格的な工事が進み、町民が安心して生活していくための基本である施設整備のスタートとなりました。

以後は、何としても医師の確保、医療の充実、医療環境の整備を揃えて、地域センター病院、災害拠点病院として道南北部の中心的な八雲町の役割を担っていきたいと考えています。このことは企業進出や移住の増加にもつながり、八雲町の地域経済へのいろいろな波及効果も期待できることとなります。今後とも、経営が改善され、安定していくことが最重要課題でありますので、病院長とともに努力をさせていただきます。

熊石地域のパークゴルフ場整備についても、25 年度の実施設設計を基に 26 年度で整理をさせていただくこととなりました。熊石地域の交流人口の拡大、地域の皆様方の健康増進、体力づくり、そして道南休養村一帯が多くの方々にご利用していただけることと思います。さらに、熊石福祉センター改築にも取りかかることとなり、コミュニティー生涯学習の核となる施設として、熊石地域のより一層の連携と支え合いの意識醸成が図られるよう、期待をしているところでございます。

道民の悲願でありました北海道新幹線函館開業まで 2 年を切りました。交流人口の拡大による新しい街づくりの拠点施設としての情報交流物産館「丘の駅」が 1 月 12 日にプレオープンをしており、順調に経過をしております。新幹線開業に向け、丘の駅を核として、八雲町の基幹産業である農業、漁業、そして第 2 次産業の振興を初め、観光の振興及び流通対策やブランド化を進めていく必要があります。議員皆様方のご協力やご支援もよろしくお願いを申し上げます。

私は、5 年後 10 年後 30 年後先の八雲町の発展を思い描き、自らトップセールスマンとして、全道全国にいわゆる種まきをする時期と捉え、精力的に情報を発信していく覚悟であります。

ともあれ、平成 26 年度以降も議員皆様、町民皆様のご理解とご支援をいただき、眼下の課題を克服していかなければなりません。向こう 1 年、職員ともどもさらなる努力を傾注してまいり所存でございます。どうぞ議員各位におかれましても、ご健康に十分留意くだ

さり、引き続き町民の幸せと町発展にご尽力されますことをお願い申し上げ、まことに簡単ではありますが、お礼のご挨拶といたします。ありがとうございました。

◎ 議長挨拶

○議長（能登谷正人君） この際、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

3月に入ってからの思いがけない積雪量と荒れた天候に、昨年の暴風雪による悲劇の記録が頭をよぎったのは私だけではないと思います。しかし、あの尊い犠牲を大きな教訓にさまざまな手立てが打たれ、また助け合いながら自然の猛威と向き合っている姿がニュースを通じ、報じられているのを耳にし、安堵を覚えたのも、私だけではないと思います。

ただ、3年目を迎えた東日本大震災は、復興計画が思うように進んでないように感じられ、胸の痛みを禁じ得ません。私たちは被災地で暮らす皆様を、また凶らずも故郷に帰ることができない皆様方を決して忘れることなく、一日も早い復興のため、出来得る協力をしていかなければなりません。

さて、本定例会は、去る3月11日から本日まで9日間にわたり、6人の議員による一般質問、平成26年度予算をはじめとする諸議案の審議をいただきましたが、本日、ここにすべての議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。これもひとえに議会運営委員長をはじめ、予算特別委員会の正副委員長及び議員各位、並びに町理事者と関係職員皆様の終始真剣なご審議によるものであり、議長として衷心よりお礼を申し上げます。

昨年10月の選挙により誕生した岩村町長にとっては、まさに船出となる予算の審議であったわけですが、町長をはじめ理事者各位におかれましては、本定例会において成立を見ました各議案の執行にあたり、適切なる運用を持って進められ、町政発展と町民の幸せのため、一層のご努力をなされますようお願いを申し上げます。

また、本会議及び予算委員会において議員各位から述べられました意見・提言等を十分尊重し、今後の行政運営に十分反映されますよう、強く求めるものであります。我々議員も開かれた議会、分かりやすい議会実現のため努力を惜しまず、行動を厭わず、邁進していく所存でございます。

終わりになりますが、今年度で退職を迎えられる職員皆様におかれましては、長年にわたり、八雲町の発展のためにご尽力された多大なるご功績に改めて敬意を表する次第であります。議員各位におかれましては、4月に初めての議会報告会が計画されており、ご多忙な日々と存じますが、健康に十分注意され町民の福祉向上のため、一層のご尽力を賜りますことをお願い申し上げ、閉会にあたっての挨拶といたします。大変ご苦勞様でした。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） 本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

よって、平成26年第1回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 1時46分]

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 能登谷 正 人

署 名 議 員 佐 藤 智 子

署 名 議 員 黒 島 竹 満